徳島労働局 オープンカウンター方式見積合わせ参加条件

オープンカウンター方式の見積合わせに参加することができる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

１．予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

２．予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

３．厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

４．厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）において、四国地域の競争参加資格を有し、「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」でＢ、Ｃ又はＤ等級に格付けされる者。

ただし、当該競争参加資格を有していない者であって、本方式による見積合わせに参加を希望する者のうち、次の①、②のいずれかの条件を満たす者については、この限りではない。

① 同一の相手方（公的機関に限る）に対し、直近１年間で１か月以上の継続的な物品の納入、又は、役務等の提供の実績を示すことができる者。

② 本方式による見積合わせの公告日から遡って１年以内に当局との契約締結実績がある者。

なお、①の方法により参加しようとする者は、別表に掲げる確認書類のいずれかを、見積書を提出するまで、又は、同時に提出し、確認を受けること。

５．資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

６．経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

７．労働関係法令を遵守している者であり、過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

８．次に掲げる制度が適用される者にあっては、この見積書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料の滞納がない者であること。

① 厚生年金保険
② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③ 船員保険
④ 国民年金
⑤ 労働者災害補償保険
⑥ 雇用保険

９．法人等の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は同法第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（別表）

４①における確認書類

以下の表に掲げるいずれかの書類の写しを提出すること。

ただし、当局担当職員より追加の書類の提出を求められた場合には、その求めに応じること。

以下の表に掲げる書類を準備できない場合には、当局担当職員宛てに連絡し、指示を仰ぐこと。

「①　同一の相手方（公的機関に限る）に対し、直近１年間で１か月以上の継続的な物品の納入、又は、役務等の提供の実績を示すことができる者。」であることの確認書類	・契約書
	・請書
	・契約期間がわかる請求書
	・契約期間がわかる注文書